

「道銀電子債権サービス利用規定」(新旧対照表)

株式会社北海道銀行

変更後	変更前
第1章 利用契約	第1章 利用契約
第1条～第4条 ～省略～	第1条～第4条 ～省略～
第5条【利用の申込・審査】	第5条【利用の申込・審査】
1. 申込者は、本サービスの利用を申し込む場合には、当行所定の「道銀電子債権サービス利用申込書(兼預金口座振替依頼書)」(以下「利用申込書」といいます)に必要事項を記載して第6条に定める使用印を押印し、 <u>でんさいネットおよび当行で定める書類とともに</u> 取引店窓口へ提出することとします。	1. 申込者は、本サービスの利用を申し込む場合には、当行所定の「道銀電子債権サービス利用申込書(兼預金口座振替依頼書)」(以下「利用申込書」といいます)に必要事項を記載して第6条に定める使用印を押印し、印鑑証明書、その他当行が必要とする書類を添付して取引店窓口へ提出することとします。
2. 削除	2. 申込者は、本項各号のいずれかに該当し、かつ当行が認めた場合に限り、本条第1項に定める印鑑証明書の添付を省略できることとします。 (1) 申込者が当行に当座預金を開設している場合 (2) 申込者が当行と銀行取引約定書を締結している場合 (3) 第6条第1項第1号の定めにより、使用印を決済口座の届出印としている場合
2. 当行は、利用申込書を受け付けた申込者に関して、でんさいネット業務規程等および本利用規定に基づき、第10条に定める利用者の登録区分(以下「利用者区分」といいます)および通常的に取り扱うサービス(以下「通常取扱サービス」といいます)に応じた当行所定の審査を行なったうえで本サービスの利用の諾否を判断します。	3. 当行は、利用申込書を受け付けた申込者に関して、でんさいネット業務規程等および本利用規定に基づき、第10条に定める利用者の登録区分(以下「利用者区分」といいます)および通常的に取り扱うサービス(以下「通常取扱サービス」といいます)に応じた当行所定の審査を行なったうえで本サービスの利用の諾否を判断します。
3. 当行は、当該申込者について本サービスの利用を認めた場合には、第9条の定めにより通知し、本サービスの利用を認めない場合には、当行所定の方法によりその旨を通知します。なお、当行は、申込者について本サービスの利用を認めた場合でも、第10条第4項に定める利用者区分に応じた通常取扱サービスの利用可否に制限を設けることがあります。	4. 当行は、当該申込者について本サービスの利用を認めた場合には、第9条の定めにより通知し、本サービスの利用を認めない場合には、当行所定の方法によりその旨を通知します。なお、当行は、申込者について本サービスの利用を認めた場合でも、第10条第4項に定める利用者区分に応じた通常取扱サービスの利用可否に制限を設けることがあります。
第6条【使用印】	第6条【使用印】
<u>1. 当サービスの利用申し込み、利用者による利用内容の変更等の各種変更申込、その他利用に際しての各種依頼、届出等に関する書類へは実印もしくは第7条に規定する決済口座の取引印を押印し取引店窓口へ提出するものといたします。なお、実印を使用する場合は、印鑑証明書を添付するものといたします。</u>	利用者は、当行への各種手続書類や依頼書類等(以下「書類等」といいます)には本条第1項および第2項に定める使用印を使用することとします。 (1) 第10条第2項に定める利用者区分が債権者利用(一般)、かつ第19条に定める指定許可機能を利用しない場合、利用者は決済口座の届出印を使用印とすることとします。 (2) 第10条第2項に定める利用者区分が債権者利用(一般)以外、または第19条に定める指定許可機能を利用する場合、利用者は実印を使用印とすることとします。
<u>2. 申込者は、本項各号のいずれかに該当し、かつ当行が認めた場合に限り、本条第1項に定める印鑑証明書の添付を省略できることとします。</u> <u>(1) 申込者が当行に当座預金を開設している場合</u> <u>(2) 申込者が当行と銀行取引約定書を締結している場合</u>	
第7条～第9条 ～省略～	第7条～第9条 ～省略～

変更後	変更前
<p style="text-align: center;">第2章—記録請求</p> <p>第10条【利用者区分・通常取扱サービス】 1～3. 省略 4. 利用者区分別の通常取扱サービス利用可否 (1) 省略 (2) 当行は、通常取扱サービスのうち、割引利用申込は当行を窓口金融機関とする当該電子債権の債権者による割引の申し込み、譲渡担保貸付利用申込は当行を窓口金融機関とする当該電子債権の債権者による譲渡担保貸付の申し込みをそれぞれ可能とし、以下「融資利用申込」と総称します。また、割引と譲渡担保貸付の利用者区分を以下「融資利用」と総称し、その詳細事項等を第3章（第25条）に定めます。</p> <p style="text-align: center;">第2章 記録請求</p> <p>第11条～第13条 ～省略～</p> <p>第14条【譲渡・分割記録請求】 1～2. 省略 3. 当行は、当行を譲受人とする譲渡記録請求を第25条に定める融資利用の場合のみとし、その場合以外で当行を譲受人とする譲渡記録請求を受け付けできません。 4. 省略</p> <p>第15条～第23条 ～省略～</p> <p>第24条【融資利用】- 削除</p> <p>第24条【代行登録】 ～省略～</p> <p style="text-align: center;">第3章 融資利用</p> <p>第25条【融資利用（割引、譲渡担保の利用）】</p> <p>1. <u>当行は利用者より割引および譲渡担保貸付の申し込みを受け都度、当行所定の審査を行います。利用者は当該申し込みに係る電子記録債権について、当行が審査のために「でんさいネット」に対して情報開示を求めると同意します。当行は審査により当該申し込みを謝絶する場合があります。当行の謝絶に伴い、利用者に損害が生じても利用者は当行に対して異議申し立ては行わないものとします。なお、当行は申込結果等につきましては利用者</u>に当行所定の方法で都度通知いたします。</p> <p>2. <u>当行が融資利用を認めた利用者は、融資利用の開始前に、当行との銀行取引約定書の締結等、融資取引上で必要となる当行所定の手続を行うこととします。</u></p> <p>3. <u>利用者は割引申込または譲渡担保貸付申込を行う際は、当行での審査に要する合理的な期間を考慮し希望日を設定するものといたします。原則希望日は申込日の3銀行窓口営業日以降（申し込みが午後3時以降となる場合は、4営業日以降）を希望日として指定するものとします。</u></p> <p>4. <u>割引予定日または譲渡担保貸付日は当行での審査およびその他止むを得ない事由により、希望日より遅れる場合があります。利用者は当行に対して当行の責による場合を除き、万一遅延により損害等が生じても異議申し立ては行わないものとします。</u></p>	<p style="text-align: center;">第2章 記録請求</p> <p>第10条【利用者区分・通常取扱サービス】 1～3. 省略 4. 利用者区分別の通常取扱サービス利用可否 (1) 省略 (2) 当行は、通常取扱サービスのうち、割引利用申込は当行を窓口金融機関とする当該電子債権の債権者による割引の申し込み、譲渡担保貸付利用申込は当行を窓口金融機関とする当該電子債権の債権者による譲渡担保貸付の申し込みをそれぞれ可能とし、以下「融資利用申込」と総称します。また、割引と譲渡担保貸付の利用者区分を以下「融資利用」と総称し、その詳細事項等を第24条に定めます。</p> <p>第11条～第13条 ～省略～</p> <p>第14条【譲渡・分割記録請求】 1～2. 省略 3. 当行は、当行を譲受人とする譲渡記録請求を第24条に定める融資利用の場合のみとし、その場合以外で当行を譲受人とする譲渡記録請求を受け付けできません。 4. 省略</p> <p>第15条～第23条 ～省略～</p> <p>第24条【融資利用】 当行が融資利用を認めた利用者は、融資利用の開始前に、当行との銀行取引約定書の締結等、融資取引上で必要となる当行所定の手続を行なうこととします。</p> <p>第25条【代行登録】 ～省略～</p>

変更後	変更前
<p>5. <u>利用者は、以下の電子記録債権につきましては、割引申込および譲渡担保申込ができません。</u> <u>(1) 割引予定日または譲渡担保貸付予定日において当行が譲受することができない電子記録債権。</u> <u>(2) 利用者が当行以外の金融機関を窓口金融機関として受領した電子記録債権</u></p> <p>6. <u>当行の割引申込または譲渡担保貸付申込の承認をもって、利用者は、当該電子記録債権を当行に譲渡するものとします。当行への譲渡記録請求（利用者を保証人とする保証記録請求が伴います）に係る対応は、当行は利用者</u><u>に代位して行うことができるものとします。</u></p> <p>7. <u>当行は、割引した電子記録債権の利用者による買戻、譲渡担保を解除する際は、当該電子記録債権を利用者に譲渡いたします。当行が譲渡する際は当行を保証人とする保証記録請求は行いません。また、利用者</u><u>に譲渡できない場合、当行は原則、買戻および譲渡担保解除の依頼を受付いたしません。</u></p>	
<p style="text-align: center;">第4章 制約事項</p> <p>第26条～第35条 ～省略～</p>	<p style="text-align: center;">第3章 制約事項</p> <p>第26条～第35条 ～省略～</p>
<p style="text-align: center;">第5章 決済</p> <p>第36条～第45条 ～省略～</p>	<p style="text-align: center;">第4章 決済</p> <p>第36条～第45条 ～省略～</p>
<p style="text-align: center;">第6章 手数料</p> <p>第46条～第47条 ～省略～</p>	<p style="text-align: center;">第5章 手数料</p> <p>第46条～第47条 ～省略～</p>
<p style="text-align: center;">第7章 安全確保・情報管理</p> <p>第48条～第54条 ～省略～</p>	<p style="text-align: center;">第6章 安全確保・情報管理</p> <p>第48条～第54条 ～省略～</p>
<p style="text-align: center;">第8章 雑則</p> <p>第55条 ～省略～</p>	<p style="text-align: center;">第7章 雑則</p> <p>第55条 ～省略～</p>
<p>第56条【適用規定等】</p> <p>1. 省略</p> <p>2. 当行は、適用規定等を当行所定の方法で利用者および申込者に提示または公表します。また、<u>金融情勢の状況の変化その他相応の事由があると認められる場合には、当行は、変更内容および変更日をホームページ上に掲載、その他相当の方法で周知することにより、本利用規定およびビジネスWEB取引規定の条項その他の条件を変更できるものとします。この場合、変更日以降は、変更後の規定を適用するものとします。</u></p>	<p>第56条【適用規定等】</p> <p>1. 省略</p> <p>2. 当行は、適用規定等を当行所定の方法で利用者および申込者に提示または公表します。また、当行は、本利用規定およびビジネスWEB取引規定の条項を変更することがあり、変更する場合には、その都度事前に当行ホームページへの掲載等、当行所定の方法で利用者に公表します。</p>
<p>第57条～第60条 ～省略～</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>第57条～第60条 ～省略～</p> <p style="text-align: right;">以上</p>